

○町田市教育委員会後援事務取扱要綱

昭和51年6月1日

適用

学校教育部教育総務課

改正 2008年12月1日

2010年12月1日

2015年8月1日

2019年4月1日

2022年7月5日

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

第1 趣旨

この要綱は、町田市教育委員会（以下「委員会」という。）以外の団体が主催する事業について、委員会が後援（委員会の名称をもって、当該事業に賛同することをいう。以下同じ。）をする場合の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 後援の基準

1 委員会が後援をすることができる事業は、次に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 事業を行う団体は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 官公庁

イ 学校及び学校の連合体

ウ 公益法人その他の公共的団体

エ 報道機関、学術研究機関等

オ 次に掲げる要件を満たす法人その他の団体

(ア) 代表者その他の役員の氏名及び連絡先が明らかであること。

(イ) 定款、寄附行為、会則その他の規約を定めていること。

(ウ) 継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると認められるこ

と。

(2) 事業は、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 事業内容が町田市の教育、学術及び生涯学習の向上及び普及に寄与するものであること。

イ 広く一般に開放されるものであること。

ウ 公序良俗に反しないものであること。

エ 宗教的又は政治的色彩を有していないこと。

オ 委員会の教育行政の運営に関する方針に反しないものであること。

カ 専ら営利を目的とするものでないこと。

キ 事業規模が委員会が後援をするにふさわしいものであること。

ク 特定の流派又は個人の発表会でないこと。

ケ 開催場所において、公衆衛生及び災害防止に関して十分な設備を有し、かつ、必要な措置が講じられていること。

コ 入場料、出品料、参加料等が、事業内容を勘案し、相当な額と認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号のいずれかに該当する団体には、後援をしないものとする。

(1) 第5第1項第1号又は第5号の規定により後援の取消しを受けたことのある団体

(2) 第5第3項の規定に違反したことのある団体

(3) 第6に規定する実績報告を行わなかったことのある団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、後援をすることが適当でないと委員会が認める団体

第3 後援の申請

1 委員会の後援を受けようとする団体は、原則として事業の開始の日の1月前までに、後援申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、委員会に提出しな

なければならない。ただし、委員会が認める場合は、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 商業登記簿謄本、定款、寄附行為、会則その他の団体の組織及び運営に関する事項を明らかにする書類
- (2) 役員その他の事業関係者の氏名及び住所又は身分を明らかにする書類
- (3) 事業内容及びその計画を明らかにする書類
- (4) 事業実施に係る経費の収支予算書
- (5) 過去3年間の活動実績を記載した資料又は過去に委員会の後援を受けた事業に関する資料（第2第1項第1号オに掲げる団体に限る。）

2 委員会は、必要と認めるときは、前項に規定するもの以外の書類の提出を求めることができる。

第4 後援の決定等

- 1 第3の申請があったときは、委員会は、速やかに後援の可否を決定し、後援決定通知書（第2号様式）又は後援申請の結果について（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。
- 2 後援を行う期間は、後援の決定をした日から当該後援を決定した事業（以下「後援事業」という。）の終了した日までとする。
- 3 委員会は、後援事業に要する経費を負担しないものとする。
- 4 後援の決定を受けた団体（以下「被後援団体」という。）は、後援事業の計画を変更し、又は廃止したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

第5 後援の取消し等

- 1 委員会は、被後援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、後援を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請により後援の決定を受けたとき。
 - (2) 後援事業の計画変更等により、第2第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(3) 後援の決定後に第2第2項各号に掲げる団体に該当することとなったとき。

(4) 第4第4項の規定による廃止の報告を受けたとき。

(5) 第4第4項の規定による報告をしなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

2 後援の取消しによって生じた損害については、委員会は、その責めを負わない。

3 後援の取消しを受けた団体は、既に後援事業である旨の広報等を行っている場合においては、事業の実施に当たり、当該事業が後援事業でないことを明らかにしなければならない。

第6 実績報告

被後援団体は、後援事業を終了したときは、当該後援事業終了後1月以内に後援事業実績報告書（第4号様式）に収支決算書その他委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

第7 委任

この要綱に定めるもののほか、町田市教育委員会後援事務に関し必要な事項は、町田市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年6月1日より適用する。

附 則

この要綱は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2010年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2015年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年7月5日から施行する。